

12
10
10

當措置ヲ講スルニ必要アリテ直ニ就業セトスル者ハ十三日
午後四時迄ノ所屬出張所長ニ申出ツテ旨ヲ十三日朝迄
ニ告知ノ手續ヲ取リタルヲ以テ同日午後芝區役所區長
者代表ヨリ各十四日より就業シタキ旨ヲ申出シテ
シ今日ノ罷業ニ因リ市ニ迷惑ヲ掛ケタルヲ陳謝シ將來
如キ失態ヲ再ヒセス尚要求事項ノ拒絶セラレタルニ付
望事項等ヲ附セス今後トモ斯ノ如キ要ハ水ヲ為ササル
誓書ヲ徴シ十四日朝就業セシメタリ
又三河島汚水処分場ニ於テハ十四日共引續キ三十一
日迄急業シタルニ形勢急ニ緩和シ翌十二日より就業シ
態ニ復シタリ

昭和二年九月
450

東京市保健局 清掃課 佐業員中罷業の件

昭和二年九月

東京

才月